

ファミリーシップ制度を開始します！

～未成年の子がいる場合、証明書や証明カードに記載できるようになります～

千葉市では、「すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認め合いながら形づくる社会の実現」を目指す取り組みの一つとして、「千葉市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

このたび、未成年の子がいる場合、パートナーシップ宣誓証明書や証明カードに記載することができる「ファミリーシップ制度」を開始しますので、お知らせします。

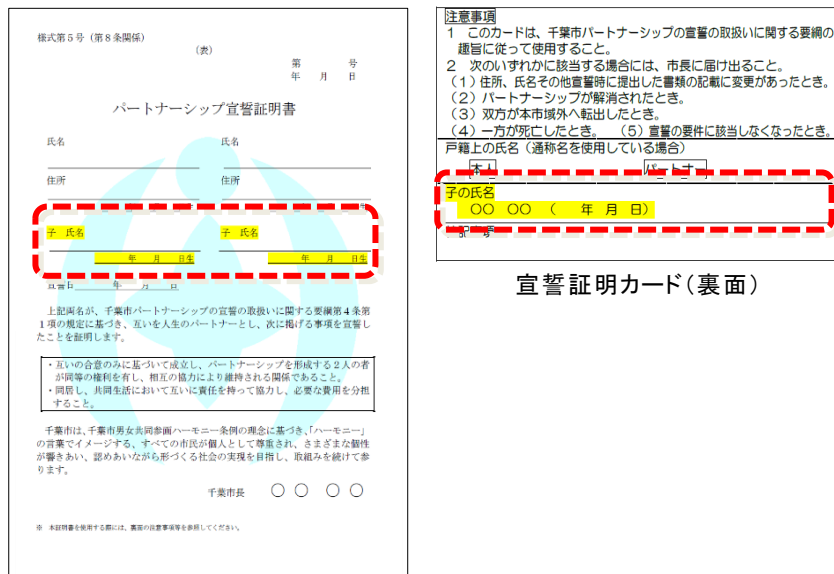
1 趣旨

宣誓者間の関係に加え、宣誓者双方または一方の未成年の子を含めた関係を登録・証明します。

2 宣誓証明書および宣誓証明カードへの記載方法

宣誓証明書は表面に、宣誓証明カードは裏面に、子の氏名、生年月日を記載します。

【記載イメージ】



宣誓証明書(表面)

宣誓証明カード(裏面)

3 届出方法

宣誓者との関係が確認できる書類(続柄入りの住民票等)を男女共同参画課の窓口に参加、「子に関する届」を提出いただきます。

4 制度開始日

令和5年4月1日(土)

5 添付資料

- (1) 千葉市パートナーシップ宣誓制度チラシ
- (2) 「パートナーシップ宣誓ガイドブック」

【参考】

1 現在の千葉市パートナーシップ宣誓制度について

①制度概要

LGBTの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度。

②開始日

平成31年1月29日（火）

③要件

- ・成年に達していること
- ・千葉市民であること、または転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

④交付される証明書等

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・パートナーシップ宣誓証明カード

⑤活用方法

- ・市営住宅の申し込み
- ・市立病院での患者本人の意識が無い場合の面会（看取りを含む）
- ・市営霊園の申し込み
- ・結婚新生活支援事業補助金の交付申請 等

2 パートナーシップ都市間連携について

宣誓制度を実施している自治体間で転出時の手続きを省略することで、宣誓制度利用者の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るもの。

- ・横浜市（令和3年2月1日（月）～）
- ・船橋市および松戸市（令和4年4月11日（月）～）

3 ファミリーシップ制度について

①制度概要

パートナーシップ宣誓をした方に未成年の子がいる場合、子の氏名等をパートナーシップ宣誓証明書や証明カードに記載することができる制度。

②開始日

令和5年4月1日（土）

③要件

宣誓者双方または一方の未成年の子